

令和3年度 住宅向け上田市地球温暖化対策設備設置費補助金の

ご案内【住宅用太陽光・太陽熱・定置型蓄電システム】

上田市では、市内の住宅に太陽光発電・太陽熱利用システムを設置される方へ予算の範囲以内で補助金を交付します。

令和3年4月より、「定置型蓄電システム」の設置に対する補助制度を新設します。

詳しくは、上田市のホームページまたは申請窓口にてご確認ください。



1. 対象システムと補助金額

○住宅用太陽光発電システム

住宅（住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）又は同一敷地内にある倉庫等へ設置するもの。

補助金額

1kWあたり15,000円（上限90,000円）

※対象設備：太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が50kW未満のもの

○太陽熱利用システム

■自然循環型

集熱器の中で水を加熱するものであって水の循環に動力を使用しないもの。

■強制循環型

集熱器の中で不凍液等を加熱するものであって不凍液等の循環に動力を使用するもの。

補助金額

システムの設置に要する費用の10分の1

自然循環型 上限15,000円

強制循環型 上限50,000円

○定置型蓄電システム

- 住宅又は同一敷地内にある倉庫等へ設置するもの。
- 太陽光発電システムに連結するもの。
- 国が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業の対象商品として登録された蓄電システムであること。

補助金額

システムの設置に要する費用の10分の1

上限60,000円

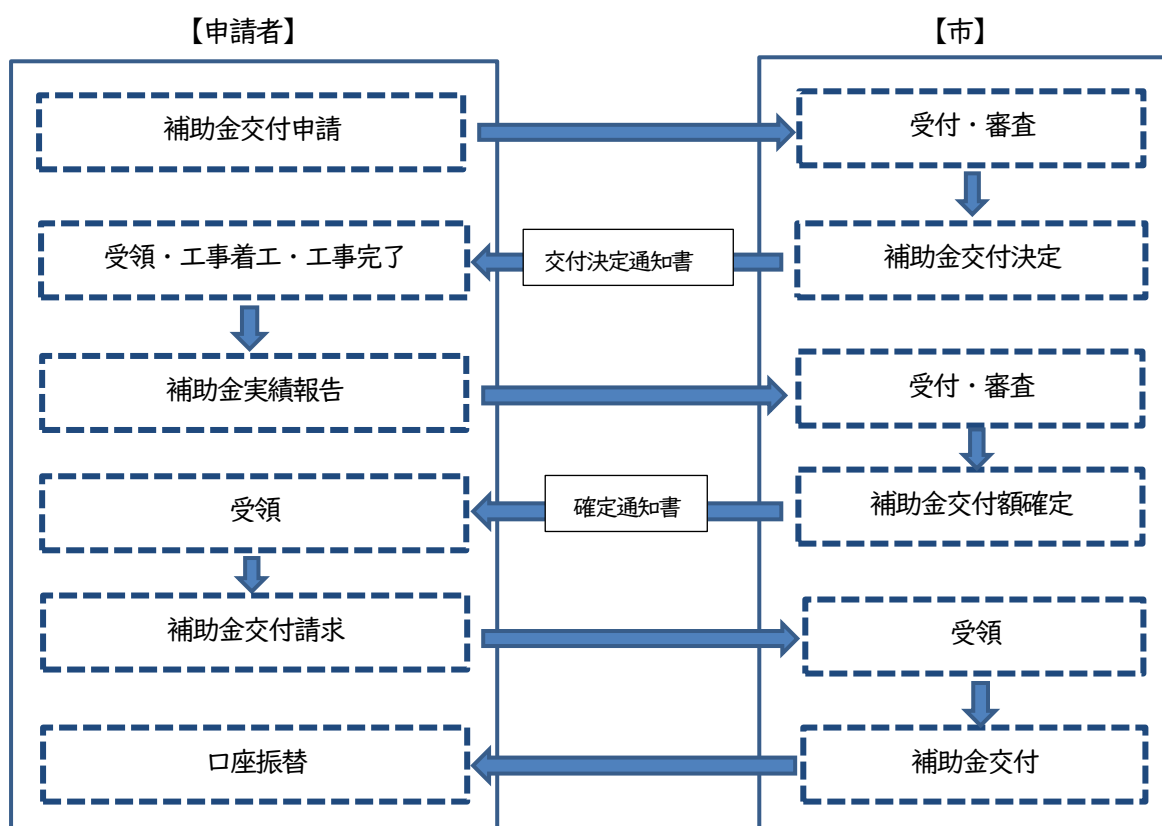
2. 補助金交付の対象者（次の要件を満たす方）

- (1) 自らが居住するための市内の住宅等に対策設備を設置しようとする方又は対策設備が設置された建売住宅を購入しようとする方
- (2) 補助金の交付決定を受けた年度内に対策設備の設置を完了することができる方
- (3) 住宅等が自己の所有に属さない場合にあつては、当該住宅等の所有者の同意を得られる方
- (4) 市税に滞納のない方

3. 手続きの流れ

所定の様式で必ず**工事着工前**に申請してください。

※様式は、上田市のホームページからダウンロードすることができます。



4. 申請上の注意

- ① 対象システムの**工事**は、**補助金の交付決定日以降に着工してください**。事前着工は認められません。
- ② 実績報告書は、**工事完了日から1か月以内又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日**までに提出してください。年度をまたいでしまうと補助金の支払いができませんので、必ず年度内に事業を完了させるようにしてください。この場合の**工事完了日**とは、**領収書又は電力会社から発行される連系のお知らせの日付のどちらか遅い日**となります。

※その他注意事項については、上田市のホームページをご覧ください。

申請窓口（郵送でも申請を受け付けています。）
〒386-8601 上田市大手1丁目11番16号 上田市生活環境課
TEL：0268-71-6428 FAX：0268-22-4127
E-mail：seikan@city.ueda.nagano.jp